

議案第 **2** 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 25 年 6 月 **19** 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「特別職に属する常勤の職員および一般職に属する常勤の職員の給与の臨時特例に関する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の
給与の臨時特例に関する条例」に対する意見

議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の
臨時特例に関する条例」については、異議ありません。

提出議案の概要

1 提出議案の名称

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例

2 提出の理由

国及び他の都道府県の職員の給与並びに平成25年度の地方交付税の削減等の状況を考慮し、沖縄県職員の人員費を削減するため、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の支給に当たって、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、減額して支給する措置を講ずる必要がある。

3 条例の内容

①特例措置の内容

1) 知事、教育長等を含む特別職

ア 給料の月額	知 事	20 % 減額
	副 知 事	15 % 減額
	企 業 局 長	10 % 減額
	教 育 長	10 % 減額

2) 一般職の職員

ア 給料の月額

給料表	減額率		
	4.6%	7.6%	9.6%
行政職給料表	主 任	課 長 級	部 長 級
	主 事 級	班 長 級	統 括 監 級
		主 査 級	
		副 主 査	
教育職給料表(2)	教 諭	校 長	
	助 手 等	副 校 長	
		教 頭	
		主 幹 教 諭	
教育職給料表(3)	教 諭	校 長	
		副 校 長	
		教 頭	
		主 幹 教 諭	

イ 教職調整額

「給料月額（減額前）+経過措置額の合計額」×4/100×減額率=A

Aを減額

ウ 管理職手当

管理職手当額×10/100=B

Bを減額

②期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

給料表別・職位別支給減額率

給料表	支給減額率			備考
	△4.6%	△7.6%	△9.6%	
行政職給料表	主任	課長級	部長級	
	主事級	班長級	統括監級	
		主查級		
		副主查		
公安職給料表	巡查部長	警視	部長	
	巡查長	警部	參事官級	
	巡查	警部補		
海事職給料表	主任	班長級		
	主事級	主查級		
		副主查級		
教育職給料表(1)	助教等	教授		
		准教授		
		講師		
教育職給料表(2)	教諭	校長		
	助手等	副校長		
		教頭		
		主幹教諭		
教育職給料表(3)	教諭	校長		
		副校長		
		教頭		
		主幹教諭		
研究職給料表	研究員	課長級	統括監級	
		班長級		
		主任研究員		
医療職給料表(1)	医師	課長級	部長級	
		班長級	統括監級	
		主任医師		
医療職給料表(2)	主任	課長級		
	主事級	班長級		
		主查級		
医療職給料表(3)	主任	課長級		
	主事級	班長級		
		主查級		

任期付研究員、任期付職員の給与については、給与条例適用対象者に準じて措置

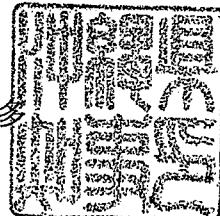


総人第423号

平成25年6月11日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘多



○
沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例」について貴委員会の意見を求めます。

